低入札価格調査制度調査対象工事に係る配置技術者の増員に関する試行要領

（平成17年３月30日決裁）
改正　平成22年３月31日決裁
改正　平成23年３月31日決裁

（趣旨）

第１条　この要領は、金沢市契約規則（平成 15 年規則第１号）第 14 条第１項（第 21 条において準用する場合を含む。）の規定による低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した工事（以下「低入札価格工事」という。）の契約を行う場合における技術者の増員に関し、必要な事項を定めるものとする。

（追加配置を求める基準）

第２条　監理課長は、本市発注に係る低入札価格工事の契約を当該工事の落札者と締結する場合においては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 26 条の規定に基づく主任技術者又は監理技術者（以下「法定主任技術者等」という。）とは別に、法定主任技術者等と同等の要件を満たす技術者を専任で１名現場に配置を求めるものとする。

（技術者の資格及び職務）

第３条　前条の規定に基づき追加配置された技術者の資格は、同種工事の経験を除き、法定主任技術者等と同一又はそれ以上の資格とする。

２　前条の規定に基づき追加配置された技術者は、法定主任技術者等を補助し、法定主任技術者等と同様の職務を行うものとする。

（特約事項の付記）

第４条　第２条の規定により契約を行う場合は、当該契約に別記特約事項を付記するものとする。

附　則

この要領は、平成 17 年４月１日から施行し、同日以後に契約を締結する低入札価格工事に適用する。

附　則

この要領は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 23 年４月１日から施行する。

別記特約条項

１　乙は、第 10 条第１項に規定する監理技術者又は主任技術者と別に、同等の要件を満たす技術者を専任で１名現場に追加配置し、その者の氏名その他必要な事項を書面により甲に通知しなければならない。

2　前項の規定により追加配置された技術者は、第 10 条第 1 項に規定する技術者を補助し、同様な職務を行うものとする。